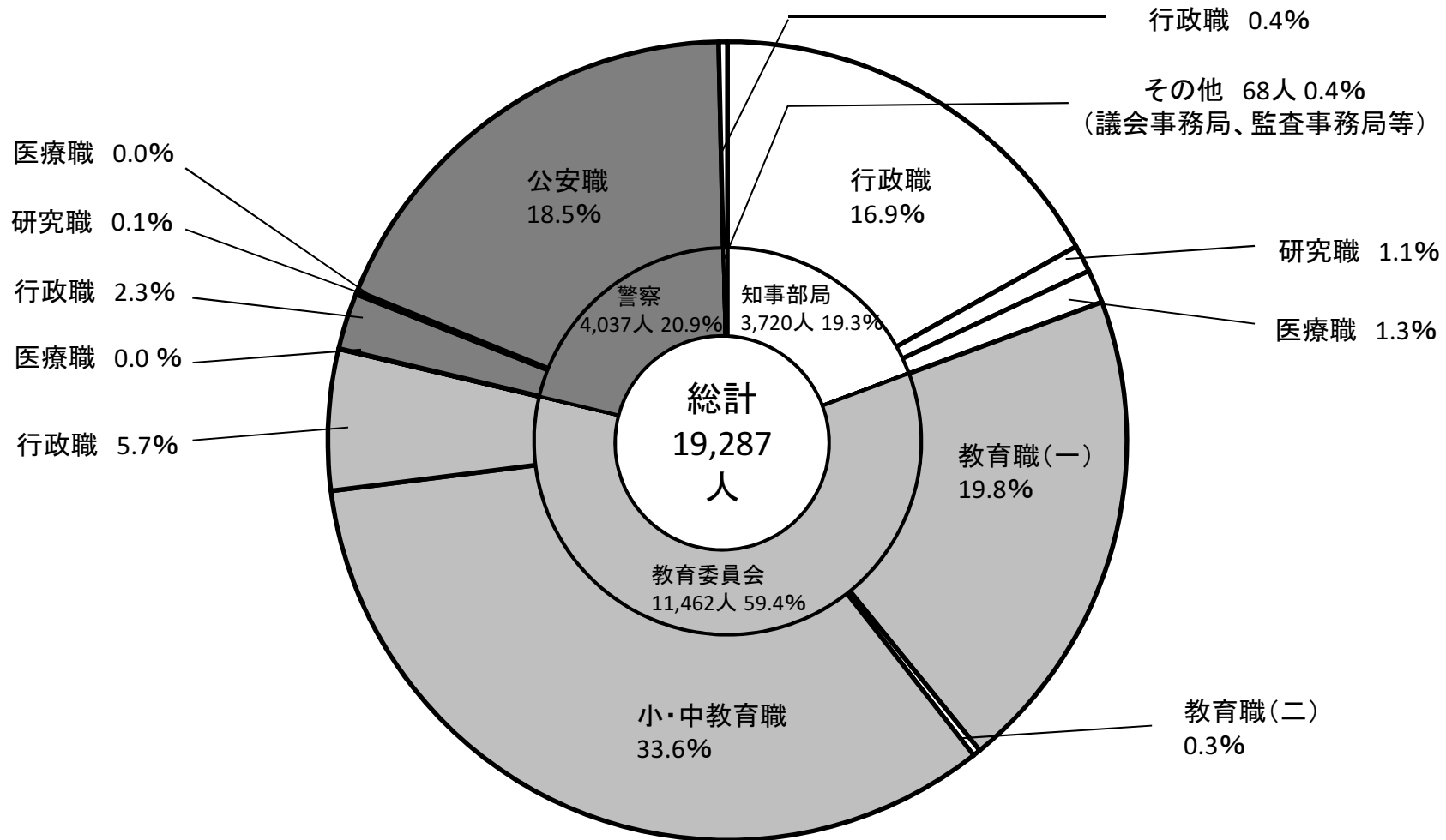


— 給与勧告制度の仕組み —

令和2年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員19,287人です。
(令和2年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

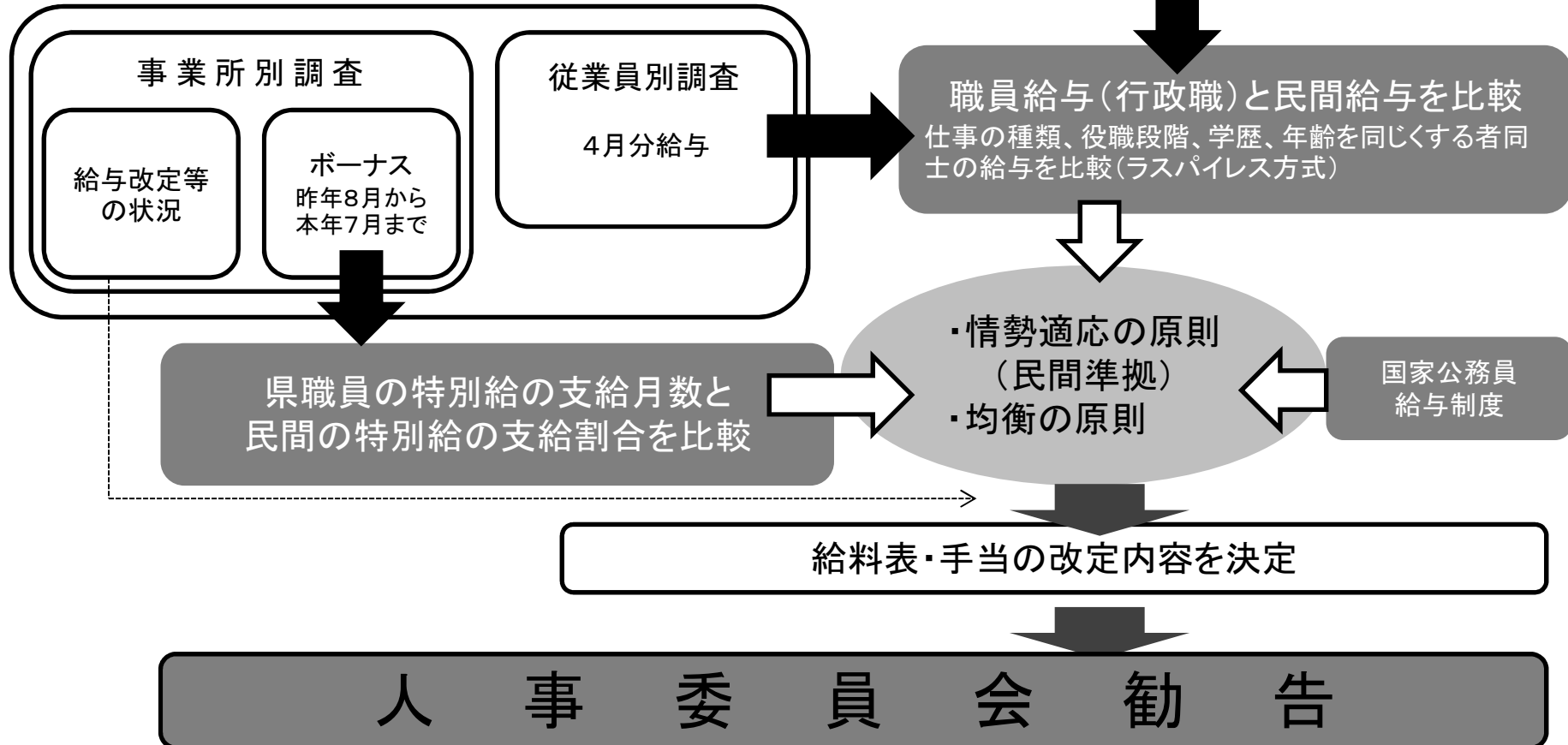
また、民間の特別給(ボーナス)の直近1年間の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
【県内257事業所抽出】

職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:19,287人】



給与改定の内容

1 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.05月分引下げ(4.50月分 → 4.45月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

2 実施時期

令和2年12月1日

※月例給については、別途必要な報告・勧告を予定